

2022/12/09

エステティックサロンにおける 新型コロナウイルス対応ガイドライン

2022年12月12日

第5.1版

特定非営利活動法人 日本エステティック機構
一般社団法人 日本エステティック振興協議会

第5. 0版への改訂にあたり

特定非営利活動法人 日本エステティック機構及び一般社団法人日本エステティック振興協議会は新型コロナウイルスの拡大防止のため、2020年3月より全国のエステティックサロンを経営する事業者の皆様へ本ガイドラインによる徹底した衛生管理の実施及び特別措置法に基づく地方自治体からの要請等を踏まえて休業を含めた営業の自粛をお願いさせていただきました。また、2020年5月14日付で、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」に基づき事業者の皆様へ引き続き感染拡大防止への対応と「徹底した行動制限を緩和した地域」にて営業の再開を図る際に求められる対応のお願いを継続してご協力の要請をさせていただきました。皆様には格別なる御協力をいただいておりますことに対し衷心より感謝申し上げます。

ガイドラインについては、2020年3月10日に第1. 0版、同3月19日に第2. 0版として発表し、さらに同5月14日に発表された新型コロナウイルス感染対策専門家会議によるご意見を反映したものを同5月20日に第3. 1版として改訂いたしました。

また2020年12月28日に換気ならびにアプリ等の利用促進も含め、第4. 0版として改訂し、変異株への対応のため2021年10月12日付にて第4. 2版として改訂しております。

なお本ガイドラインは、未だ将来的な新型コロナウイルス感染状況の予想が困難なため、感染の再拡大による厳格化、また逆に感染が完全にコントロールされた地域においての更なる緩和を実施となる可能性もありますので、今後の各地域の感染状況を踏まえて、また国が提示する「新たな生活様式」についても参照しながら随時見直していく予定としております。

本ガイドラインは、川崎市健康安全研究所 岡部信彦所長（新型コロナ対策専門家会議メンバー）より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえ、また政府が提供する「ガイドライン確認の際のチェックリスト」に従い作成しております。

この感染症の特徴を踏まえ、エステティック業界としても対応をすることが必要です。エステティシャンは、お客様が人間としての尊厳を維持し、健康で美しく幸福であることを願っています。私たちエステティックに携わる者は、このような普遍的なニーズに応えるとともに、健康と美容を通して人々の心身に満足感を与え、社会に貢献することを使命としています。あらゆる年代の人々を対象としたヘルスケア産業のひとつとして、人々の心と身体の両面からの調和を考えています。また、エステティックサロンには、継続的にご来店くださるご高齢のお客様が多いのも特徴です。

2022年11月現在、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会（2022/10/13）では今秋以降の感染拡大期における感染拡大対策の基本的考え方として「今秋以降の新型コロナの感染拡大においては、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じることもあり得るとされており、また季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されている。」としており、「その場合でも、今夏と同様、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、若者等の重症化率が低いこと等を踏まえ、新たな行動制限を行わず、社会経済活動を維持しながら医療のひっ迫に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保険医療体制を準備することを基本方針とする。」としております。

エステティックはお客様の肌に直接触れる仕事であることを十分に認識して、徹底した衛生管理を実践し感染拡大を防ぐことが重要です。エステティックサロンのお客様ならびにエステティシヤンの生命と健康を守るために、業界共通の対応指針が必要不可欠であると考えます。

以上を踏まえて令和4年11月14日付にて本ガイドラインを第5.0版として改訂し、また令和3年11月19日(令和4年11月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定の変更も踏まえて本ガイドラインを第5.1版として改訂いたしましたので全国のエステティックサロン事業者の皆様にはご高覧の上、格別なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお以下が第4.2版から5.0版において加筆または修正された文書です。また、下線部は第5.0版から第5.1版において修正された部分です。

●以下、主な追記部分

○「場面3」マスクなしでの会話(7ページ)

2022/11/8 追記事項 マスクの着用の注意点

○対応指針1: お客様への注意喚起を実施すること。(10ページ)

ご案内文の例文を以下に提示します。こちらを参考にして、各店舗においてお客様への注意喚起を実施すること。

《例文》

病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、事前にスタッフにご相談ください。

○対応指針5: サロン内衛生確保・感染防止策の実施を徹底すること。(13ページ)

②サロン店舗入口

●病気や障害等でマスク着用が困難な場合には換気などの感染予防を強化して役務提供をするか、またはそれが困難な場合は役務提供をお断りするかを事前に決め、予約時及びHPなどで告知すること。

○対応指針6: お客様とスタッフを守るため、スタッフの健康管理を徹底すること。

(17ページ)

万が一、新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合でも、不当な扱いはしないこと。

④スタッフ本人に感染が疑われる症状及び感染者との接触があることが判明した場合は適切な処置を講じること。

A)上記の症状や感染者との接触が判明した場合は以下の措置をとること。

●医療用抗原検査キットでセルフチェックするよう指示しその結果の連絡をもらう。

●陽性者はフォローアップセンターに連絡し指示をあおぐ。

B)感染者との接触が判明した場合は以下の措置をとること。

●同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

●即刻出勤停止とする。

●検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策を速やかにとるようにする。

●特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする（※1）が、2日目及び3日目の医療用抗原検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

●上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めることとする。

●新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。

●同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。

●事業所等で感染者と接触（発症より2日前から）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えること。また、症状がある場合には上記A)に従い対処すること。

○対応指針7：お客様及びスタッフに関する感染情報に接した場合の対処を徹底すること。（20 ページ）

① 行政機関への連絡

●感染者が発生した場合、都道府県の対応方針に従って対応を行うこと。

○対応指針9：感染者、濃厚接触者の復職について（21 ページ）

(1)感染者の目安

●症状のある方

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。

ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。

●無症状の方

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。加えて、5日目の医療用抗原検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。

●濃厚接触者（同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合）

(2) 濃厚接触者の復職の目安

特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の医療用抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

(3)その他の注意事項について

●複数の感染者が確認された労働環境下での業務や、顧客との近接・接触の機会が多い労働環境下での業務の場合は、労災保険給付の対象となります。

以上

目次

I. エステティックサロンで考えられる新型コロナウイルスの感染リスク	7 ページ
II. エステティックサロンでの感染拡大防止のための対応	
1. お客様への対応	10 ページ
対応指針1： お客様への注意喚起を実施すること。	
対応指針2： 新型コロナウイルス感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中の、通常営業時からの変更事項についても周知すること。	
対応指針3： 感染症関連のキャンセル等には、柔軟に対応をすること。	
対応指針4： 新型コロナウイルス感染者がサロンのお客様の中から発生した場合の情報開示について確認すること。	
2. 店舗の営業に関する対応	13 ページ
対応指針5： サロン内衛生確保・感染防止策の実施を徹底すること。	
3. スタッフの健康管理／処遇	17 ページ
対応指針6： スタッフの健康管理を徹底し、お客様とスタッフを守り、スタッフに対して公平で公正な処遇をすること。	
4. 緊急時の対応について	20 ページ
対応指針7： お客様に関する感染情報に接した場合の対処を徹底すること。	
5. お客様（コース契約者）への感染拡大防止期間中の対処	20 ページ
対応指針8： 予約キャンセル等への対処の仕方をあらかじめ決めておくこと。	
6. 感染者及び濃厚接触者となったスタッフの復職について	21 ページ
対応指針9： 感染者、濃厚接触者の復職について	
最後に	22 ページ
<参考>	
注) 本文書においては「エステティックサービス」を「役務」と表現しています。	

I. エステティックサロンにおける新型コロナウイルスの感染リスク

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では感染拡大のリスクとして以下の事項が挙げられています。

一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。さらにオミクロン株等の変異株の拡大を踏まえ、接触感染・飛沫感染・エアロゾル感染の経路に応じた感染防止策を講じることも必要とされており。

また集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、とされており、なるべく密集・密閉・密接のいずれも避けるように努める必要があります。以下のとおり、感染が高まる「5つの場面」に関する也十分留意をすべきものとされています。

感染が高まる「5つの場面」

「場面1」飲食を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染リスクを高める。

「場面2」大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染のリスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食は、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

「場面3」マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やエアロゾル感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

2022/11/8 追加事項

- 適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱。
- 屋外では、季節を問わずマスク着用は原則不要（人との距離（目安2m）が保てず、会話をする場合は着用。）。
- 屋内では、人との距離（目安2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用。
- 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。

「場面4」狭い空間の共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。

- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

「場面 5」居場所の切り替わり

- 仕事での休憩に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙室、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

以上を踏まえてエステティックサロンにおける感染リスクは以下の通りと考えられる。

①密閉空間

- サロン内は役務室、待合室、スタッフルームも含め原則密閉空間である。
現在、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の亜系統の BA.5 系統の変異株が日本を含む世界各地で主流となっている。新たな変異株に対して、引き続き警戒しながら対策を行う。
オミクロン株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（役務提供の都度、または1時間2回以上、かつ1回に5分間以上）を徹底する。必要な換気量目安は1人あたり換気量 30m³/時とする。換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確認すること。また、空気が滞る場合には換気扇や扇風機を用いた設備を備えていること。可能であれば換気装置を設置する。
- 必要に応じ、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし 1000ppm 以下*を維持することも望ましい。
（*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。CO₂測定装置を設置する場合、**室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所で部屋・間仕切毎に1台設置し床上 75cm～150cm 程度の高さの人が呼吸する高さの位置に設置する。**）
- 寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。また、連続した部屋等を用いた外気を徐々に室内に取り込む2段階の換気や HEPA フィルター付きの空気清浄機*の使用やサーキュレーターの補助的併用も考えられる。
*JIS 規格に準じた HEPA フィルターによるろ過式でかつ風量が 5 m³/分程度以上の空気清浄機
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html
（厚生労働省：冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法）
<https://este-la.com/wp-content/uploads/2020/06/image-3.png>
（厚生労働省：熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法）
- 適度な保湿（湿度 40%以上）を維持するため、加湿器等の使用により換気しながら加湿を実施する。

②密集場所

- 休憩時間や待合場所、車輛内部や共同生活空間等での密集回避。

- 密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限・動線の確保、正しい方法によるマスクの常時着用、大声や長時間の会話控え、換気、対人距離確保を徹底する。
- お客様同士が近距離に近すぎないように予約を調整し、また接客も最小人数のスタッフにより対応すること。
- 上記の可能な程度の人員にてサロン運営を行うこと。

③密接場面

- サロン内は、お客様の肌に直接触れる様々な器具や用具をスタッフが使用するケースが考えられる。ウイルスは肌から直接感染するわけではないが、飛沫等で器具や用具が汚染する可能性があり、できる限り使い捨てのものに変更する、あるいは消毒を徹底することが必要である。なお消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。
- オミクロン株等の新たな変異株の拡大を踏まえ、正しいマスク着用と咳エチケットの周知・掲示徹底する。
エステティシャンとお客様の飛沫がお互いに暴露しないよう工夫や対策を講じること。具体的には、役務提供時にはできるだけ会話は控え、スタッフはマスクを着用する。なお、マスクは正しく装着し、飛沫防止性の高いもの（サージカルマスクまたは不織布マスク）を使用し、会話をできるだけ短くするようにも努めること。
- 会話の声を大きくしないようにも努め、店内の BGM の音量も上げすぎないように留意する。
- 役務提供時は手洗いまたは消毒を行うことが重要である。役務提供中は手指消毒を工程の合間に必ず行う。
- また、お客様の飛沫が触れた可能性のある用具等を片付ける際には、手洗い・手指衛生などを行う。

以上

Ⅱ. エステティックサロンでの感染拡大防止のための対応

1. お客様への対応

対応指針1： お客様への注意喚起を実施すること。

- ① お客様への来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等は来店を遠慮して頂くなどを、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、**予約時にも**注意の徹底を求めること。尚且つ、基礎疾患をお持ちの方は予約時に要配慮個人情報に配慮をしながら確認・注意喚起する。

(2022年10月版) 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識
参考

https://corona.go.jp/proposal/pdf/chishiki_20221013.pdf

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。

ご案内文の例文を以下に提示します。こちらを参考にして、各店舗においてお客様への注意喚起を実施すること。

《例文》

新型コロナウイルス オミクロン株等新たな変異株による感染の拡大を防ぐため、お客様には以下の点をご理解・厳守いただきますよう強くお願い申し上げます。ご自身で該当すると感じたお客様は、電話でご一報いただきたくお願い申し上げます。また、ご来店の際は、マスク（できれば不織布マスク）の正しい着用をお願い申し上げます。病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、事前にスタッフにご相談ください。

次の症状がある方、該当する点があるお客様は来店をお控えください。なおいわゆる花粉症や鼻炎などでくしゃみ等の症状がある方は専門医を受診され来店前に症状を抑えていただくようお願い申し上げます。

- 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある方
- 熱がある方。
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
- 咳、痰、または胸部に不快感のある方。
- 強い味覚・嗅覚障害がある方。
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方。
- また、糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、新型コロナウイルスに感染しますと重症化の可能性があるため、エステティックサロン来店可否について必ず主治医にご相談の上ご来店ください。

- 以上はあくまでも例ですので、こちらを参考に各サロンの立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



(QR コード)

(参考：自治体の公式アカウントについて)

お住まいの地域に応じたアカウントに登録し、アンケートに答えていただくと、その結果をもとに健康状態にあわせた情報提供や適切な行動のサポートが受けられます。また、よくある質問や最新情報の確認、LINE 上で医師に相談できるサービスもご利用いただけます。

② 新型コロナウイルスワクチン接種された方への対応

- 新型コロナウイルスワクチンを接種された方及び接種予定の方には、役務提供の安全性を確保することが目的であることを告げた上で事前にサロンにお申し出いただき、接種日または接種予定日、及び来店予約日を確認すること。
- 新型コロナウイルスワクチン接種された方に関しては、原則はインフルエンザワクチンの接種者と同様に接種当日の役務提供は避けること。
- 接種後1週間程度の間は、副反応とみられる症状(注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等)が発症していないかを必ず確認し、副反応の症状がみられる場合は役務提供を避けること。または、サロンにお申し出いただきご来店を控えていただくこと。
- ワクチン接種により、本人への新型コロナウイルス感染を防ぐことができる場合においても、ワクチン接種者を介してワクチン未接種者が感染してしまう危険性は存在します。また、変異種の中には特定のワクチンでは効果のない株の存在の懸念もあり、現状においてはワクチン接種済みのお客様に対しても、未接種のお客様と同様の対応をする必要があります。
- その他、ワクチン接種者への対応は今後厚労省からの情報を定期的に確認すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

③ なお国内の感染状況は以下厚生労働省のHPでこまめに確認すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei



(QR コード)

(QR コード)

対応指針2： 新型コロナウイルス感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中の、通常営業時からの変更事項についても周知すること。

スタッフのマスク装着の感染予防対策やサロンの営業時間の変更、あるいは特定の役務の提供中止等について事前に告知すること。スタッフの健康管理や生活維持もエステティックサロンにとっては重要な責務であり、流通の乱れにより、化粧品等の在庫に支障があるケースもある。そのための対応を事前にお客様に周知しご理解をいただくこと。

対応指針3： 感染症関連のキャンセル等には、柔軟に対応をすること。

継続的な役務の提供の契約を行っていただいているが、感染症関連の理由により来店ができないお客様に対しては、キャンセル料の緩和もしくは無償化及び役務提供期間の延長などによりお客様の不利益にならないような対応をサロン毎に事前に検討し告知すること。

対応指針4： 新型コロナウイルス感染者がサロンのお客様の中から発生した場合の情報開示について確認すること。

感染者が発生した際の他のお客様への連絡方法について事前に確認すること。

2. 店舗の営業に関する対応

対応指針5： サロン内衛生確保・感染防止策の実施を徹底すること。

エステティックサロンにおける衛生管理は、エステティックサロンを清潔に保ち、サロンにおける感染の発生を防ぐことを目的としている。現状では通常以上の徹底を図る衛生管理を行うことが必要である。

以下、公益財団法人 日本エステティック研究財団発行「エステティックの衛生基準」に基づくサロン内の衛生管理を徹底すること。サロン内の衛生管理には換気、照明等の点検等も含まれる。

(巻末参照)

公益財団法人 日本エステティック研究財団
「エステティックの衛生基準」参照
<http://www.jerf.or.jp/eiseikijun/index.html>



(QR コード)

なお、新型コロナウイルスの感染対策としては特に以下の事項を徹底すること。

- サロン店舗内にウイルスを紛れ込ませないことが重要であり、その対策を行うこと。
- サロンにおける手洗い・手指消毒を徹底し、お客様が触れる箇所については、徹底した消毒を行うこと。また、使用する薬品類は所定の場所に保管し、その取り扱いに十分注意すること。希釈して使用するものは、その都度調整し、希釈したものを使い置きしないようにする。

以上を徹底するために、上記「エステティックの衛生基準」の実施に加えて以下の事項も実施すること。なお消毒方法等の具体的な方法は「エステティックの衛生基準」を参照のこと。

オミクロン株等の新たな変異株の拡大を踏まえ、施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子等）の定期的な消毒を徹底する。

① 密集の回避

- 人が滞留しないよう動線を確認する。
- 休憩室やトイレ等混雑が予想される場合には、同時に使用できる人数等を必要に応じて制限するとともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなど対策を行う。

車輻内部や共同生活空間でも正しい方法でマスクの常時着用を行い、大声や長時間の会話を控えること、また換気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図ること。

② サロン店舗入口

- ドアノブ等、お客様が触れる箇所は、定期的に消毒すること。
- 来店されるすべてのお客様にマスクをしての入店をお願いしている旨を伝え、されていらっしゃるお客様へはサロン入り口で事前に準備しておいたマスクをお渡しし、必ずマスク着用で入店して頂く。
- 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には換気などの感染予防を強化して役務提供をするか、またはそれが困難な場合は役務提供をお断りするかを事前に決め、予約時及びHPなどで告知すること。

③ サロン来店者

- 来店されるすべてのお客様に本対応指針1で作成した「お客様への注意喚起」の資料を基に確認を行うこと。
- 事前に検温した上でのお来店をお願いし、また来店されたお客様の体温を体温計などで確認をするなどをして、発熱症状があるお客様の入店をお断りできるようにすること。
- 上記の確認により「お客様への注意喚起」に該当する場合は、ご理解をいただいたうえでお帰りいただくよう徹底すること。
- 高齢のお客様については、より慎重で徹底した対応を行うこと。

④ 更衣室・手洗い場・シャワールーム等の設備

- お客様同士の感染を防ぐ為に、複数のお客様が出入りする場所の清掃、消毒を通常以上に徹底すること。
 - 掃除時は使い捨て手袋を着用すること。
 - 手洗い設備及び水道、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、お客様毎の消毒を行うこと。
- なお手洗い設備はできるだけトイレ内にも設置することが望ましい。
- 巡回清掃の実施及び実施管理記録の保存を徹底すること。
 - 使用後は手洗いを徹底すること。

⑤ 接客コーナー・カウンセリングコーナー

- 清掃、消毒を通常以上に徹底すること。
- 出入り口のドアノブ、テーブル、椅子など不特定多数が触れる箇所はお客様のご来店毎に消毒を実施すること。清掃の実施及び実施管理簿の設置を徹底すること。
- 接客時及びカウンセリング時にはお客様と対面で座らず、顔の正面より最低1m以上出来れば2m以上の確保を心がけること。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテン（※）などで遮蔽すること。

（※）火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないこと。ただし、上記の場所への設置が感染予防対策上必要な場合には、燃えにくい素材（ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のもの。また、（公財）日本防災協会が定める防災性能基準に適合する防災製品や材料など、防災製品ラベルが貼付されているもの。）を使用すること。また、非常時の排煙の妨げになる箇所への設置は避けること。

- カウンセリング時は、「感染リスクが高まる「5つの場面」の「場面3」マスクなし

での会話：マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。」ことを想定し、スタッフとお客様の両者がマスクを着用すること。なお、声の音量も控えめにすること。

- 飲み物等を提供する際は、使い捨ての容器を使用すること。やむを得ず、カップやグラス等を使用する場合は、特に洗浄・消毒を徹底すること。

⑥ 役務室及びエリア

- 役務時は、「感染リスクが高まる「5つの場面」の「場面3」マスクなしでの会話：マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。」ことを想定し、スタッフとお客様の両者がマスクを着用すること。また役務内容においてお客様がマスクを使用することが困難な場合は会話を最小限度とすること。
- 室内の清掃・消毒を通常以上に徹底すること。
- 手洗い設備、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所については、お客様毎に消毒を実施すること。
- お客様毎に換気を実施すること。

⑦ 役務提供に関わる器具、用具、備品類

- エステベッド、スツール、ワゴン、エステ機器等は、使用の都度消毒すること。
- ペーパーブラ、ペーパーショーツ、ペーパーズリッパはすべて使い捨てとすること。
- お客様の皮膚や毛髪に直接接する器具、用具類は、使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法でお客様毎に消毒済みの物と交換を行うこと。
- 化粧品はお客様毎に、消毒済みのスパチュラ等を使用し、消毒済みのシャーレに取り使用すること。2度づけは行わないこと。
- 使用済みの備品は必ず消毒をする。
- まくら当て、シーツには極力使い捨ての紙製品を使用すること。必ず、お客様毎にこれを取り替えること。
- その他お客様に接するリネン類はお客様毎に消毒済みのものと交換し、消毒した後、洗剤を用いて洗濯を行うこと。また、リネン類の衛生措置は、素材に合わせた消毒（化学的及び物理的消毒法）を行うこと。また、お客様毎に全て消毒が徹底されていることが必要のため、「消毒済み・未使用のもの」と「使用済みのもの」を、明確に分けて保管すること。また、保管場所は、定期的に消毒を行う。
- スチームタオルやスポンジを使用する場合は、必ず消毒して使用する。もしくは、使い捨てのコットン又はフェイスガーゼ等を使用すること。やむを得ず、消毒して使用する場合は、素材に適した消毒剤を用いること。
- 役務提供に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度蓋付きの容器に捨てること。また、ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄すること。
- ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用すること。マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒または手洗いを行うこと。
- 器具及び布片類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」とを区別し、それぞれを定められた容器に収めること。

⑧ 役務提供者

- 役務提供の前後に手洗い・手指消毒を徹底し、役務提供中も必要に応じて手指消毒を行うこと。

- マスクを正しく着用すること。なおマスクは感染防止を徹底することから不織布マスクなどの飛沫防止性能の高いものを使用することが望ましい。マスクの正しい着用方法については、業種別ガイドラインの見直しのポイント2-1「マスクの着用について」（本ガイドライン7ページ「11/18 追加事項」）を参照のこと。
- 着用中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳からゴムを外し廃棄する。
- マスクを着用していてもお客様と近づき過ぎないように配慮すること。
- マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒を行うこと。
- 役務提供の準備中、役務提供作業中は、マスクと共に清潔なユニフォームを着用すること。消毒、洗濯をこまめに行うこととし、万が一、お客様の「咳」や「くしゃみ」が曝露した場合は、ただちに別のユニフォームに取り替えること。
- お客様毎に、手洗いを徹底すること。新しいタオルやリネンの交換の前には、手洗いを実施すること。
- 感染症の疑いのあるお客様を接客した場合は、以後他のお客様の役務提供はしないで直ちに上長に報告し指示を仰ぐこと。
- 手指消毒をよりこまめにすることを心がけること。

⑨ 役務提供店舗内の換気

- 役務提供終了の都度、または1時間2回以上、かつ、1回に5分間以上、または常時にて、窓やドアを開けて店舗全体の換気をおこなうこと。
- 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確保すること。また、空気の流れが滞る場合には換気扇や扇風機を用いた設備を備えていること。
- 温度計、湿度計、CO₂濃度測定機などを活用し、十分な換気をすること。HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを補助的に活用することも考えられる。

⑩ レジ及び金銭授受

- 対応前後には必ず手洗いまたは手指消毒を行うこと。
- お客様の手が触れる可能性のある部分は、事前に消毒を済ませておくこと。
- 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ、ペン等も、対応後は消毒を行うこと。
- 現金の直接的な授受を避けるため、可能な限りキャッシュレス決済を導入すること。

⑪ その他高頻度接触部位の消毒

- 化粧品等のテスターにも衛生的配慮を講じること。
- タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒を行うこと。
- 店舗内およびスタッフルームの電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類、冷蔵庫のドア、電子レンジの操作ボタン等も適切に消毒または除菌を行うこと。

⑫ スタッフルーム及びスタッフの休憩スペース

感染リスクが高まる「5つの場面」の「場面5 居場所の切り替わり：仕事での休憩に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化より、感染リス

クが高まることがある。」との指摘があることから休憩スペースでも以下の注意を行うこと。

○設備について

●座席配置は人と人が触れ合わない距離を確保すること。

●休憩スペースの常時換気又はこまめな換気を徹底する。

共用する物品（テーブル、椅子等）を使用の都度に消毒。消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

○利用について

●食事中以外のマスク着用を徹底すること。

●入室前と退室後には手洗い、手指衛生を徹底すること。

●休憩スペースの利用に際しては人数制限や利用時間をずらす等の工夫をすること。

（食事、喫煙を含む）休憩・休息の際はできるだけ2mを目安に最低1m以上、顔の正面から距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。

●食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。またマスクを着用している場合も会話を短くすることを心掛け、大声にならないように注意すること。

その他正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする上記休憩スペースでの対策に留意する。

●会議を実施する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、時間を短くすること、マスクの正しい着用に留意すること。

3. スタッフの健康管理／処遇

対応指針6： お客様とスタッフを守るため、スタッフの健康管理を徹底すること。万が一、新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合でも、不当な扱いはしないこと。

- ① スタッフに感染が高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」を理解してもらい、日常生活においても感染を防止するように努めること。（7ページ参照）
- ② 職場における検査の更なる活用・徹底を図る。
 - 1 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - 2 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
 - 3 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、医療用抗原検査キットを活用して検査を実施する。（行う場合は複数回（当日と翌日等）行うことを推奨）
 - 4 医療用抗原検査キットでの検査結果が陽性であった場合、かかりつけ医等の医療機関に相談させる。
 - 5 また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では医療用抗原検査キットを準備し活用する。

- ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

注：上記対応が困難な場合は、体調がすぐれない方には速やかに最寄りの医療機関を受診させ医師の判断を仰ぐこと。

- ③ スタッフ全員の出勤前後の体温チェックを徹底すること。
 - 熱がある場合は即出勤停止とする。
 - 最低限出勤時と退勤時に体温と体調をチェックし、その結果を記録し上長が確認する手順を徹底する。

- ④ スタッフ本人に感染が疑われる症状及び感染者との接触があることが判明した場合は適切な処置を講じること。

○感染が疑われる症状

- 原因不明の風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある。
- 熱がある。
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
- 咳、痰、または胸部に不快感がある。
- 強い味覚・嗅覚障害がある。
- その他新型コロナウイルスに感染している疑いがある症状がある。

- A) 上記の症状が判明した場合は以下の措置をとること。

- 医療用抗原検査キットでセルフチェックするよう指示しその結果の連絡をもらう。
- 陽性が判明した場合は即刻出勤停止とする。
- 陽性者はフォローアップセンターに連絡し指示をあおぐ。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 他のスタッフ、およびお客様との接触について正確な実態把握を実施する。
- 個人情報の保護に充分留意し、対応をする。

- B) 感染者との接触が判明した場合は以下の措置をとること。

- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - 即刻出勤停止とする。
 - 検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策を速やかにとるようにする。
 - 特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする（※1）が、2日目及び3日目の医療用抗原検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
 - 上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患

を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めることとする。

- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。
 - 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
 - 事業所等で感染者と接触（発症より2日前から）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えること。また、症状がある場合には上記A)に従い対処すること。

- ⑤ サロン休業や出勤停止の保証
 - サロン休業や出勤停止の際の賃金保証については各社の固有事案であるが、スタッフの発症もしくは濃厚接触者と指定されたこと等による出勤停止の場合は、休業手当の支払いが必要ないことがあり得るものの、サロン側の判断でのサロンの休業の場合は、休業手当の支払いが必要になることもあり得る。そのほか、スタッフの子供が登校停止等になった場合の欠勤など、想定される複数のケースの対応の方向性を、あらかじめサロンとしてスタッフと十分に話し合っておくことが望ましい。
 - 法令等の施行により、サロンがとるべき対応に変更を求められることも考慮し、常に厚生労働省や都道府県、市町村のホームページをチェックし、対応をアップデートすることが望ましい。

- ⑥ スタッフの移動に関する感染防止対策
 - 感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
 - サロンの所在地域及びスタッフの居住地における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤時間帯を配慮する

4. 緊急時の対応について

対応指針7： お客様及びスタッフに関する感染情報に接した場合の対応を徹底すること。

行政機関への連絡

- 都道府県の方針に従うこと。

5. お客様（コース契約者）への感染拡大防止期間中の対応

対応指針8： 予約キャンセル等への対応の仕方をあらかじめ決めておくこと。

- ① 通常期に比べて、感染の不安から予約キャンセルの問い合わせが増えることが想定されるため、感染防止対策の徹底状況をお客様に説明できるようスタッフ間で共有しておくこと。
- ② 感染の不安からの予約キャンセルの場合のキャンセル料は、通常よりも低くするか無償とするか等、事前に検討しておくこと。
- ③ 「中途解約」への対応
 - ア)：サロンが休業した場合は、休業期間分について役務提供期間の延長を行うなどの措置を講じること等を事前に検討し、休業時にすぐにお客様に告知できるよう準備する必要がある。
 - イ)：お客様から「中途解約」の申し入れがあった場合は特定商取引に関する法律により無条件にて手続きを行うこととなっているため、必ず対応すること。

6. 感染者及び濃厚接触者となったスタッフの復職について

対応指針9：感染者、濃厚接触者の復職について

(1) 感染者の復職の目安

- 症状のある方

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。

ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。

- 無症状の方

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。加えて、5日目の医療用抗原検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。

(2) 濃厚接触者の復職の目安（家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合）

特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の医療用抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

注意点

・感染者はもとより、家族や職場の同僚に対しての不当な差別や偏見などは決してあってはならない。

・不確かな情報をもとに、嫌がらせ、いじめ、退職勧奨やSNS上での誹謗中傷などを行わないことを関係者に理解してもらう。

(3) その他の注意事項について

- 感染予防にあたり従業員教育が最も重要であり、優先度が高いので労使共同で実施を行う。
- 従業員に対しては、感染経路、クラスター発生要因、初発症状、予防方法、感染者発生時の対応などを教育し、日常の体調管理、出勤前の体温確認、日々の行動記録を行わせる。
- 上司には部下が気軽に連絡・相談ができる風土を構築する役割が求められる。体調不良の際にも上司や同僚に気兼ねして出勤する事で、感染を広げてしまう原因となることを理解させる。
- 感染した従業員は不安を感じているため、従業員及びその家族に対して精神面での支援に加えて、休業中（自宅待機中含む）の賃金面での支援を行う。
- 複数の感染者が確認された労働環境下での業務や、顧客との近接・接触の機会が多い労働環境下での業務の場合は、労災保険給付の対象となります。

- 従業員が新型コロナウイルス感染症に対して過度な不安（自分は感染したかもしれない、新型コロナウイルス関連のニュースばかり見てしまう、日常生活にストレスを感じる）を感じ、日常生活に支障を来す事がある。気づいた場合には、該当従業員への対応について産業保健職等への相談をすること
- メンタルヘルス不全で休業中の従業員が、「在宅勤務なら復職が可能である」との主治医の診断書を提出する事がある。労務管理上の課題や在宅勤務によるストレスも予想されることから、必ずしも在宅勤務が業務負担の軽減となる訳ではない。従業員の同意を得たうえで、主治医からの情報や意見を収集して、産業医等が在宅勤務の適用について慎重に評価すべきである。

最後に

本ガイドラインの要点をまとめたチェックリスト（別添）を活用し、感染症対策の徹底をお願いいたします。

エステティックサロンはクラスター感染の発生源となるリスクは低いものの、発生時には営業活動を一時的に停止するなど、大きな影響が考えられます。

万が一発生した場合でも、対応不備による事態の悪化等を回避し、積極的な感染防止対策を講じることは、お客様の不安を解消しさらなる信頼獲得にもつながります。

また「新しい働き方」として、社会的にテレワークや時差通勤が急速に広がることから予想されることからエステティックサロンの営業時間やサービス内容についても社会ニーズに合わせて再検討する必要があると思われます。

業界として、お客様とエステティシヤンの健康を守るためにも、適切な衛生管理を励行し、万全の体制で運営を心掛けていただきますよう深くお願い申し上げます。

<参考>

首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策について

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3

公益財団法人 日本エステティック研究財団

<http://www.jerf.or.jp/>

付則

2020. 05.11
3. 0版
2020. 05.20
3. 1版
2020. 12.28
4.0版
2021. 07.20
4.1版
2021. 10.12
4.2版
2022. 11.14
5. 0版
2022. 12.12
5. 1版